

佐久市建設工事等の入札における失格基準価格の見直しについて  
（「佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱」の一部改正について）

○算定対象入札者が5者以上の場合における最低制限価格の上限額を「入札書比較価格の70%」から「入札書比較価格の75%」に改正する。

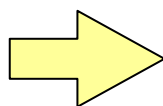
<H24.8～現行>

**【範囲】**

失格基準価格の上限額及び下限額  
(算定対象入札者が5者以上)

**【上限額】** 入札書比較価格の7.0/10

**【下限額】** 入札書比較価格の6.0/10



<改正後>

**【範囲】**

失格基準価格の上限額及び下限額  
(算定対象入札者が5者以上)

**【上限額】** 入札書比較価格の7.5/10

**【下限額】** 入札書比較価格の6.0/10

○適用期日

平成26年4月1日以降の入札公告又は入札通知に係る競争入札の案件から適用します。

※ なお、改正後の「失格基準価格」算定フロー（イメージ図）は、別紙のとおりです。